

別表4 修理基準（1）保存建造物の部分的な保存修理

- 1 保存建造物の部分的な修理については、主として通常望見される外観を保存するため、第1次古民家調査、第2次古民家調査結果及びその他の履歴調査を踏まえ、それぞれ固有の様式に従い修理を行うものとする。
- 2 当地区の保存建造物の特性からみた修理基準は、概ね下記のとおりとする。
 なお、ここでいう「原型」とは、第1次古民家調査、第2次古民家調査及びその他の履歴調査における調査結果を基本とする。

（主 屋）

構 造	原型又は固有の構造を基本とする。	
階 数	原型又は固有の階数（2階以下）を基本とする。	
屋 根	形 式	原型又は固有の形式を基本とする。
	勾 配	原型又は周囲の建物の勾配を基本とする。
	材 料	原型又は固有の材料を基本とする。
	軒 裏	原型又は固有の形態を基本とする。
庇	材 料	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。
	庇 裏	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。
壁 面	壁	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。
	腰	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。
	窓	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 木製を原則とするが、やむを得ずアルミサッシを用いる場合は、外壁と違和感のない色調のものとする。この場合、原型又は固有のものに格子がある場合は木製格子を付ける。
	雨 戸	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 合板等は除くものとする。
	戸 袋	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 合板等は除くものとする。
	出入口	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 木製引違戸を原則とし、やむを得ずアルミ格子戸等を用いる場合は、外壁と違和感のない色調のものとする。 店舗等の開放形式の場合は、連続した木製引違戸に近いデザインとし、シャッターの使用は避ける。

その他	外部土間	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 特に、道路に面した外部土間（セットバック部分等）もしくは道路から望見できる部分の外部土間（玄関周り等）については、アスファルト、コンクリート、モルタル、インターロッキングブロック、タイル等で町並み景観にそぐわない材料は避けるものとする。
	樋	黒色又は濃い茶色の塩化ビニールまたは銅製とする。
	樋受金物	樋と同色の物。
	掴み金物	樋と同色の物。
	木部	原型又は固有の形態及び材料（合板等除く）を基本とする。 外部の新設の木部はカラー塗装を避け、木の持ち味を生かした色調又は古色仕上げとする。
	広告物	本事業で修理した部分を覆い隠す看板等の設置は基本的に認めないものとする。 自家用広告以外の営業用広告の設置は基本的に認めないものとする。 現在設置している位置、大きさ、数を越えないものとし、伝統的意匠で保存建造物にふさわしいものとし、変更する場合も同様とする。
	設備機器	メーカー指定の広告物については、メーカーと協議の上、町並みに調和した大きさ、色彩となるよう努力するものとする。 道路等から通常望見できる部分を露出しないようにする。やむを得ず露出する場合は、壁、格子等、建物本体に調和したもので覆うようにする。
	自動販売機等	設備機器に付属するパイプや配線コード等も同様とする。 設備機器とは、空調室外機、太陽熱温水器、煙突、換気扇室外フード、テレビアンテナ、BSアンテナ等をいう。 道路に面した自動販売機は設置しないことを原則とする。やむを得ず設置する場合は、設置位置、色彩等に配慮するものとする。
	塗装	道路から通常望見できる部位を塗装する場合は、原色や高彩度、高輝度のものを避け、町並みと調和する色彩とする。
他	その他、保存建造物にふさわしい意匠、形態にする。	

(土蔵、蔵)

構造	原型又は固有の構造を基本とする。	
階数	原型又は固有の階数（2階以下）を基本とする。	
屋根	形式	原型又は固有の形式を基本とする。
	勾配	原型又は周囲の建物の勾配を基本とする。
	材料	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。
	軒裏	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。
庇	材料	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。

	軒 裏	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。
壁 面	壁	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。
	腰	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。
	開口部	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。
	基 礎	原型又は雇用の形態及び材料を基本とする。
そ の 他	塗 装	道路から通常望見できる部位を塗装する場合は、原色や高彩度、高輝度のものを避け、町並みと調和する色彩とする。

(門・塀)

構 造	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。
屋 根	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。
小 壁	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。
腰	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。
門	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。
門 扉	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。
木 部	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。
基 礎	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 安全性の面からやむを得ず石積み基礎をモルタル等で固定する場合は、モルタル部分が極力表面に露出しない工法を用いる。
塗 装	道路から通常望見できる部位を塗装する場合は、原色や高彩度、高輝度のものを避け、町並みに調和する色彩とする。

別表5 修理基準（2） 保存建造物の大規模改修・改築及び解体復元

- 1 保存建造物の大幅な改変については、現況の建物がもつ形態及び部材を生かしながら、現在の生活様式に対応した大規模改修・改築を行うことにより、居住環境の再生と歴史的建造物との調和を図る。
- 2 極力その原型を留めたデザインとし、保存地区の伝統的風致とよく調和するよう、主として通常望見できる外観について、概ね下記の基準により大規模改修・改築を行うものとする。
 なお、ここでいう「原型」とは、第1次古民家調査、第2次古民家調査及びその他の履歴調査における調査結果を基本とする。

（主屋）

位置	道路から通常望見できる部分は、現在の位置を変更しないことを原則とする。 やむを得ず道路から通常望見できる部分を解体、もしくは改築を行う場合は、壁面線や道路からの見え方に配慮し、町並み景観に調和したデザインとする。 また、道路より後退させる場合は、伝統的な様式の門・塀や石垣・生垣を設置して、町並みの連続性を維持する。	
構造	原型又は固有の構造を基本とする。 木造真壁造り、木造大壁造りを基調とする。	
階数	原型又は固有の階数（2階以下）を基本とする。	
屋根	形式	原型又は固有の形式を基本とする。 県道沿い（草野・紅桃林地区）は、原則として切妻平入り・切妻妻入り、入母屋妻入り等の伝統的な町屋の形式とする。 紅桃林地区は、入母屋、切妻、寄棟、差掛け屋根（2階建て、中2階建ての場合）を基調とし、周囲の建物と違和感のある形態は避ける。
	勾配	原型又は周囲の建物の勾配を基本とする。
	材料	原型又は固有の材料を基本とする。 黒色粘土瓦（面切）葺、草葺（防火用のかぶせトタン葺きを含む）、銅板葺（庫裏）、杉皮葺（寺社）等。
	軒裏	原型又は固有の形態を基本とする。 大壁造りの場合：塗籠（白、黒または灰色漆喰塗り）とする。 真壁造りの場合：野地板、垂木あらわしとする。
	他	やむを得ず形状や材料を変更する場合は、既存の町並み景観に調和するとともに、新しい草野の景観形成に寄与するものとする。
庇	材料	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 半間の庇の出をとり、黒色粘土瓦（面切）葺とする。
	裏	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 野地板、垂木あらわしとする。

	他	やむを得ず形状や材料を変更する場合は、既存の町並み景観に調和するとともに、新しい草野の景観形成に寄与するものとする。
壁面	壁	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 大壁・真壁・板壁等。
	腰	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 下見板貼り、豎羽目板貼り、真壁等。
	窓	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 木製（合板等除く）を原則とするが、やむを得ずアルミサッシを用いる場合は、外壁と違和感のない色調のものとする。
	雨戸	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 合板等は除くものとする。
	戸袋	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 合板等は除くものとする。
	出入口	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 木製引違戸を原則とし、やむを得ずアルミ格子戸等を用いる場合は、外壁と違和感のない色調のものとする。 店舗等の開放形式の場合は、連続した木製引違戸に近いデザインとし、シャッターの使用は避ける。 やむを得ず形状や材料を変更する場合は、既存の町並み景観に調和するとともに、新しい草野の景観形成に寄与するものとする。
その他	車庫	車庫及び駐車場は可能な限り道路に面して設置しないこととする。 やむを得ず道路に面して設置する場合は、主屋と一体としてデザインされた車庫とし、開口部は木製の板戸・格子戸・折りたたみ戸、もしくはルーバー型シャッターとする。 建物の前面に道路に接して駐車場を設ける場合は、独立した上屋（シェルター等）の設置は避ける。 駐車場部分の舗装については、アスファルト、コンクリート、モルタル、タイル等で町並み景観にそぐわない材料は避けるものとする。
	外部土間	たたき・石貼り・豆砂利洗い出しまたはこれらに準ずるものとする。 特に、道路に面した外部土間（セットバック部分等）もしくは道路から望見できる部分の外部土間（玄関周り等）については、アスファルト、コンクリート、モルタル、インターロッキングブロック、タイル等で町並み景観にそぐわない材料は避けるものとする。
	樋	黒色または濃い茶色の塩化ビニールまたは銅製とする。
	樋受金物	樋と同色の物。
	掴み金物	樋と同色の物。

木 部	原型又は固有の形態及び材料（合板等除く）を基本とする。 外部の新設の木部はカラー塗装を避け、木の持ち味を生かした色調又は古色仕上げとする。
広告物	本事業で再生した部分を覆い隠す看板等の設置は基本的に認めないものとする。 自家用広告以外の営業用広告の設置は基本的には認めないものとする。 現在設置している位置、大きさ、数を越えないものとし、伝統的意匠で保存建造物にふさわしいものとし、変更する場合も同様とする。 メーカー指定の広告物については、メーカーと協議の上、町並みに調和した大きさ、色彩となるよう努力するものとする。 袖看板や独立看板は、特に町並みの景観に大きな影響を与えるため、設置しないことを原則とする。 屋上の広告塔・窓面利用の広告・ネオンサイン類・テント類等は、いずれも設置しないこととする。
設備機器	道路等から通常望見できる部分を露出しないようにする。やむを得ず露出する場合は、壁、格子等、建物本体に調和したもので覆うようにする。 設備機器に付属するパイプや配線コード等も同様とする。 設備機器とは、空調室外機、太陽熱温水器、煙突、換気扇 室外フード、テレビアンテナ、BSアンテナ等をいう。
自動販売機等	道路に面した自動販売機は設置しないことを原則とする。やむを得ず設置する場合は、設置位置、色彩等に配慮するものとする。
塗 装	道路から通常望見できる部位を塗装する場合は、原色や高彩度、高輝度のものを避け、町並みと調和する色彩とする。
他	その他、保存建造物にふさわしい意匠、形態にする。

（土蔵、蔵）

位 置	道路から通常望見できる部分は、現在の位置を変更しないことを原則とする。 やむを得ず道路から通常望見できる部分を解体、もしくは改築を行う場合は、壁面線や道路からの見え方に配慮し、町並み景観に調和したデザインとする。 また、道路より後退させる場合は、伝統的な様式の門・塀や石垣・生垣を設置して、町並みの連続性を維持する。
構 造	原型又は固有の構造を基本とする。 土蔵：土蔵造りとする。 蔵：木造大壁造り、木造真壁造りを基調とする。
階 数	原型又は固有の階数（2階以下）を基本とする。

屋根	形式	原型又は固有の形式を基本とする。 土蔵：切妻平入りまたは妻入りとする。 蔵：切妻平入りまたは妻入りとする。 2階建、中2階建の場合は差掛け屋根とする。
	勾配	原型又は周囲の建物の勾配を基本とする。
	材料	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 黒色粘土瓦（面切）葺きとする。
	軒裏	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 土蔵：塗籠（白、黒または灰色漆喰塗り）とする。 蔵：野地板、垂木あらわしとする。 （原型により塗籠も可能とする）
庇	材料	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 開口部の上に庇の出をとり黒色粘土瓦（面切）葺きとする。
	軒裏	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 土蔵：塗籠（白、黒又は灰色漆喰塗り）とする。 蔵：野地板、垂木あらわしとする。 （原型により塗籠も可能とする）
壁面	壁	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 土蔵：白色又は黒色漆喰塗りとする。 蔵：大壁、真壁、板壁等でそれぞれ固有のものとする。
	腰	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 土蔵：下見板貼り、大壁等原型による。 蔵：大壁、真壁、板壁等でそれぞれ固有のものとする。
	開口部	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 土蔵：木製または鉄製等原型による。 蔵：木製（合板等は除く）とする。
	基礎	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 石積みまたは石貼り等原型による。
その他	やむを得ずデザインや材料を変更する場合は、既存の町並み景観に調和するとともに、新しい草野の景観形成に寄与するものとする。 土蔵・蔵を別用途（住居、店舗、車庫等）として活用する場合は、道路から通常望見できる部分の外観は原型又は固有のものを基本とする。 やむを得ず開口部等を変更する場合は、建物のプロポーションや外観的に調和したものとし、道路からの見え方に十分配慮するものとする。	

(門・塀)

位 置	道路から通常望見できる部分は、現在の位置を変更しないことを原則とする。 やむを得ず道路から通常望見できる部分を解体、もしくは改築を行う場合は、壁面線や道路からの見え方に配慮し、町並み景観に調和したデザインとする。
構 造	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 木造真壁造り、源氏壁、築地壁等。
屋 根	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 勾配屋根をつけ、黒色粘土瓦（面切）葺とする。
小 壁	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 白色の漆喰または土壁塗りとする。
腰	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 下見板貼り、羽目板貼り、白色の漆喰塗り等とする。
門	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 棟門、薬医門等とする。
門 扉	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 原則として木製（合板等は除く）とする。
木 部	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 外部に合板等は使用しない。 外部の新設の木部はカラー塗装を避け、木の持ち味を生かした色調又は古色仕上げとする。
基 礎	原型又は固有の形態及び材料を基本とする。 石積みまたは石貼り等。
その他	やむを得ずデザインや材料を変更する場合は、既存の町並み景観に調和するとともに、新しい草野の景観形成に寄与するものとする。 また、隣地境界部分の塀や生垣を、ブロック塀等の町並み景観にそぐわないものとすることは避ける。

別表6 修景基準（1） 保存建造物以外の建造物の部分的な修理・改修

1 保存建造物以外の建造物の修繕、又は模様替え、もしくは色彩の変更については、保存地区の伝統的風致とよく調和するよう保存建造物の特性にならい、主として通常望見できる外観について概ね下記の基準により修景を行うものとする。

（主屋・土蔵・蔵）

基本方針	現在の居住環境の保全と歴史的建造物との調和を図る。
高さ・階数	現況の階数を基本とする。
デザイン・色彩の基本方針	デザインは保存建造物にならったものとし、特に外観は、伝統的町並みの景観との調和に留意すること。 色彩は、白色、黒色、濃い茶色を基調とする。
屋根・庇	県道沿い（草野・紅桃林地区）は、原則として切妻平入り・切妻妻入り、入母屋妻入り等の伝統的な町屋の様式とする。 紅桃林地区は、入母屋、切妻、寄棟、差掛け屋根（2階建て、中2階建ての場合）を基調とし、周囲の建物と違和感のある形態は避ける。 屋根・庇とも黒色粘土瓦（面切）による本瓦葺または棧瓦葺を基本とし、カラーセメント瓦や新建材は避ける。 屋根・庇の勾配は、周囲の建物に合わせる。 軒裏・庇裏は、野地板、垂木あらしを基本とし、鉄板や新建材は避ける。
外壁	外壁の材料は、漆喰またはこれに類するものとし、腰部分は下見板貼り、堅羽目板貼りとする。 樋は、塩化ビニール（黒色または濃い茶色）または銅製とする。 やむを得ない場合は、既存の町並みの景観に調和するとともに新しい草野の景観形成に寄与するものとする。
開口部	窓の建具は木製（合板等除く）を原則とするが、やむを得ずアルミサッシを用いる場合は、外壁と違和感のない色調のものとする。 出入口は木製引違戸を原則とし、やむを得ずアルミ格子戸等を用いる場合は、外壁と違和感のない色調のものとする。 店舗等の開放形式の場合は、連続した木製引違戸に近いデザインとし、シャッター使用は避ける。
外部土間	たたき・石貼り・豆砂利洗い出しまたはこれらは準ずるものとする。 特に、道路に面した外部土間（セットバック部分等）もしくは道路から望見できる部分の外部土間（玄関周り等）については、アスファルト、コンクリート、モルタル、インターロッキングブロック、タイル等で町並み景観にそぐわない材料は避けるものとする。
設備機器	道路等から容易に望見できる部分に露出しないようにする。

	<p>やむを得ず露出する場合は、壁、格子等、建物本体に調和したもので覆うこととする。</p> <p>設備機器に付属するパイプや配線コード等も同様とする。</p> <p>設備機器とは、空調室外機、太陽熱温水器、煙突、換気扇室外フード、テレビアンテナ、BSアンテナ等をいう。</p>
広告物等	<p>本事業で修理・修景した部分を覆い隠す看板等の設置は基本的に認めないものとする。</p> <p>自家用広告以外の営業用広告の設置は基本的に認めないものとする。</p> <p>現在設置している位置、大きさ、数を越えないものとし、伝統的意匠で保存建造物にふさわしいものとし、変更する場合も同様とする。</p> <p>メーカー指定の広告物については、メーカーと協議の上、町並みに調和した大きさ、色彩となるよう努力するものとする。</p> <p>袖看板や独立看板は、特に町並みの景観に大きな影響を与えるため、設置しないことを原則とする。</p> <p>屋上の広告塔・窓面利用の広告・ネオンサイン類・テント類等は、いずれも設置しないこととする。</p>
車庫	<p>建物は、伝統的な建造物のデザインを応用する。</p> <p>出入口は、可能な限り、木製の板戸・格子戸・折りたたみ戸、もしくはルーバー型シャッターとする。</p> <p>駐車場部分の舗装については、アスファルト、コンクリート、モルタル、タイル等で町並み景観にそぐわない材料は避けるものとする。</p>
土蔵・蔵	<p>原則として、各々固有の様式により復元、修理または修景する。</p>
その他	<p>道路から通常望見できる部位を塗装する場合は、原色や高彩度、高輝度のものを避け、町並みと調和する色彩とする。</p> <p>その他各部については、保存建造物の修理基準（２）に準ずる。</p>

(門・塀・柵等)

○伝統的な以下の形式を参考に、既存の町並み景観に調和したものとする。

構造：木造真壁造り、築地壁

屋根：勾配屋根、黒色粘土瓦（面切）葺き

小壁：白色の漆喰、土壁塗り

腰：下見板貼り、羽目板貼り

門：棟門、薬医門

基礎：石積みまたは石貼り

安全性の面からやむを得ず石積み基礎をモルタル等で固定する場合は、モルタル部分が極力表面に露出しない工法を用いる。

○ブロック塀・コンクリート塀等は、伝統的デザインを応用したものに修景する。

○柵・生垣等については、伝統的町並みと調和のとれたものとする。

○その他各部については、保存建造物（門・塀）の修理基準（2）に準ずる。

別表7 修景基準（2）保存建造物以外の建造物の増改築・新築

- 1 保存建造物以外の建造物の増改築、新たな建造物の新築をする場合は、保存地区の伝統的風致とよく調和するよう、主として通常望見できる外観について概ね下記の基準により修景を行うものとする。
- 2 やむを得ず、保存建造物の指定解除による解体、新築建替については、再利用可能な部材を活用することにより、保存建造物が持っていた風合いを極力継承したデザインとし、保存地区の伝統的風致とよく調和するよう、主として通常望見できる外観について概ね下記の基準により修景を行うものとする。

（主屋・土蔵・蔵）

基本方針	再利用可能な部材（建築材料）を生かしながら、現在の生活様式に対応した新築・増改築を行うことにより、居住環境の保全と歴史的町並みとの調和を図る。
位置	新築建替の場合は、現在の位置を極力変更しないことを原則とする。 やむを得ず現在位置から変更する場合、あるいは新たに新築・増改築する場合は、壁面線や道路からの見え方に配慮し、町並み景観に調和したデザインとする。 また、道路より後退させる場合は、伝統的な様式の門・塀や石垣・生垣を設置して、町並みの連続性を維持する。
高さ・階数	歴史的景観との調和を図るように配慮し、2階建以下とし、軒高、庇の高さを現在の町並みに合わせる。
デザイン・色彩の基本方針	デザインは草野の伝統的な様式の継承を基本とし、特に外観は既存の町並み景観に調和するとともに、新しい草野の景観形式に寄与するものとする。 特に草野・紅桃林地区は町家を基本とする。 色彩は、白色、黒色、濃い茶色を基調とする。 塗装を行う場合は、原色や高彩度、高輝度の色を避け、町並みと調和するものとする。
屋根・庇	●保存建造物の新築建替の場合： 屋根・庇・軒裏の形状、勾配、瓦は極力原型又は固有の様式を基本とし、既存の町並み景観に調和するとともに、新しい草野の景観形成に寄与するものとする。 ●その他の新築・増改築の場合： 県道沿い（草野・紅桃林地区）は、原則として切妻平入り・切妻妻入り、入母屋妻入り等の伝統的な町家の様式とする。 紅桃林地区は、入母屋、切妻、寄棟、差掛け屋根（2階建て、中2階建ての場合）を基調とし、周囲の建物と違和感のある形態は避ける。 屋根・庇とも黒色粘土瓦（面切）による本瓦葺または棧瓦葺を基本とし、

	<p>カラーセメント瓦や新建材は避ける。</p> <p>屋根・庇の勾配は、周囲の建物に合わせる。</p> <p>軒裏・庇裏は、野地板・垂木あらかしを基本とし、鉄板や新建材は避ける。</p>
外 壁	<p>●保存建造物の新築建替の場合：</p> <p>道路から通常望見できる部分の外壁・樋のデザインおよび材料は極力原型又は固有の様式を基本とし、既存の町並み景観に調和するとともに、新しい草野の景観形成に寄与するものとする。</p> <p>●その他の新築・増改築の場合：</p> <p>外壁の材料は、漆喰またはこれに類するものとし、腰部分は下見板貼り、堅羽目板貼りとする。</p> <p>樋は、塩化ビニール（黒色または濃い茶色）または銅製とする。</p> <p>やむを得ない場合は、伝統的な町並みの景観に調和した材料を使用する。</p>
開口部	<p>●保存建造物の新築建替の場合：</p> <p>道路から通常望見できる部分の窓、出入り口等の開口部の位置、デザインおよび材料は極力原型又は固有の様式を基本とし、既存の町並み景観に調和するとともに、新しい草野の景観形成に寄与するものとする。</p> <p>●その他の新築・増改築の場合：</p> <p>窓の建具は木製（合板等除く）を原則とするが、やむを得ずアルミサッシを用いる場合は、外壁と違和感のない色調のものとする。</p> <p>出入り口は木製引違戸を原則とし、やむを得ずアルミ格子戸等を用いる場合は、外壁と違和感のない色調のものとする。</p> <p>店舗等の開放形式の場合は、連続した木製引違戸に近いデザインとし、シャッターの使用は避ける。</p>
外部土間	<p>たたき・石貼り・豆砂利洗い出しまたはこれらに類するものとする。</p> <p>特に、道路に面した外部土間（セットバック部分等）もしくは道路から望見できる部分の外部土間（玄関周り等）については、アスファルト、コンクリート、モルタル、インターロッキングブロック、タイル等で町並み景観にそぐわない材料は避けるものとする。</p>
設備機器	<p>道路等から容易に望見できる部分に露出しないようにする。</p> <p>やむを得ず露出する場合は、壁、格子等、建物本体に調和したもので覆うこととする。</p> <p>設備機器に付属するパイプや配線コード等も同様とする。</p> <p>設備機器とは、空調室外機、太陽熱温水器、煙突、換気扇室外フード、テレビアンテナ、BSアンテナ等をいう。</p>
広告物等	<p>建造物の壁面等に設置する看板は2階の軒より低くし、本事業で修景した部分を阻害することのなうよう、その位置、大きさ色彩に十分配慮するものとし、変更する場合も同様とする。</p>

	<p>自家用広告以外の営業用広告の設置は基本的に認めないものとする。</p> <p>メーカー指定の広告物については、メーカーと協議の上、町並みに調和した大きさ、色彩となるよう努力するものとする。</p> <p>袖看板や独立看板は特に町並みの景観に大きな影響を与えるため、設置しないことを原則とする。</p> <p>屋上の広告塔・窓面利用の広告・ネオンサイン類・テント類等は、いずれも設置しない。</p>
車庫	<p>車庫及び駐車場は可能な限り道路に面して設置しないものとする。</p> <p>やむを得ず道路に面して設置する場合は、主屋と一体としてデザインされた車庫とし、開口部は木製の板戸・格子戸・折りたたみ戸、もしくはルーバー型シャッターとする。</p> <p>建物の前面に道路に接して駐車場を設ける場合は、独立した上屋（シェルター等）の設置は避ける。</p> <p>駐車場部分の舗装については、アスファルト、コンクリート、モルタル、タイル等で町並み景観にそぐわない材料は避けるものとする。</p>
土蔵・蔵	保存建造物（土蔵・蔵）の修理基準（２）に準ずる。
その他	<p>道路から通常望見できる部位を塗装する場合は、原色や高彩度、高輝度のものを避け、町並みと調和する色彩とする。</p> <p>その他各部については、保存建造物の修理基準（２）に準ずる。</p>

（門・塀・柵等）

<p>○新たに門・塀を設置する場合は、伝統的な以下の様式を参考に、既存の町並み景観に調和したものとする。</p> <p>特に、門・塀の形状については、屋根部分と壁部分とのプロポーションに配慮し、門・塀が町並み景観に対して過度に主張しないようにする。</p> <p>構造：木造真壁造り、築地壁</p> <p>屋根：勾配屋根・黒色粘土瓦（面切）葺</p> <p>小壁：白色の漆喰、土壁塗り</p> <p>腰：下見板貼り、羽目板貼り</p> <p>門：棟門、薬医門</p> <p>基礎：石積みまたは石貼り</p> <p>安全性の面からやむを得ず石積み基礎をモルタル等で固定する場合は、モルタル部分が極力表面に露出しない工法を用いる。</p> <p>○ブロック塀・コンクリート塀等は、伝統的デザインを応用したものに修景する。</p> <p>○柵・生垣等については、伝統的町並みと調和のとれたものとし、可能な限り伝統的な石垣の併用を行うものとする。</p>

○その他各部については、保存建造物（門・塀）の修理基準（２）に準ずる。
 また、隣地境界部分の塀や生垣を、ブロック塀等の町並み景観にそぐわないものとするこ
 とは避ける。

別表８ 復旧基準（１） 保存記念物

基本方針	保存記念物については、主として通常望見される外観を保存するため、それぞれ固有の様式に従い復旧を行うものとする。
------	---

別表９ 復旧基準（２） 保存記念物以外の記念物

基本方針	保存記念物以外の記念物については、保存地区の伝統的風致とよく調和するよう保存記念物の特性にならい、主として通常望見される外観の復旧・修景を行うものとする。
------	---